

公

告

下記の書類について、地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

当該書類は、当県税事務所において保管しているので、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付します。

なお、当該書類を受領しないときは、同条第3項の規定により令和8年10月22日をもって送達があったものとみなされます。

令和8年10月15日

高知県安芸県税事務所長



記

- 1 送達すべき書類を特定するために必要な情報
地方税法第158条に基づく書類
- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
清水 一美